

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲32，甲33）

令和3年（2021年）7月26日

東京地方裁判所 民事第51部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野泰孝



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 32	行政文書開示決定 通知書	原本	R3. 7. 12	東郷町長 井俣憲治	原告が東郷町長に対して令和3年 6月30日付けにて情報公開請求を したところ、同年7月12日付けに て「令和2年11月6日付け町長報 告書」につき開示決定がなされた 事実
甲 33	「報告事項」と題 する書面	写しを 原本と して	R2. 11. 6	東郷町住民 課長，同企 画情報課長	東郷町において本サービスを利用 すべく総務省に照会を行ったところ 愛知県を通じて調整するよう求 められたこと、愛知県は本サービ スは本通知に反するので違法であ る旨の見解を示していることなど 【備考】 本書証は甲 32 の開示決定に基づ いて写しの交付を受けた文書であ る。

以 上